



柳川自校だより

令和 6 年
10 月号

〒 839-0242

柳川市大和町豊原100

柳川自動車学校

TEL 0944-72-5371

FAX 0944-72-5373

日増しに、日が暮れるのが早くなるとともに、朝晩はだいぶ涼しく感じられるようになりました。

時には、日中との寒暖差もありますので、体調の管理には十分注意しましょう。



自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車を酒気帯び運転すると

“違反者” または **“準違反者”** に！

※ 酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転）で検挙された者は、これまで通り「違反者」となります。

※ 飲酒運転撲滅条例では、自転車の酒気帯び運転で検挙されると「違反者」、警告を受けると「準違反者」となり、自動車や原動機付自転車同様、道交法の罰則のほか、「アルコール依存症に関する診察や「飲酒行動に関する指導」などの対象になります。

違反者は、3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

運転中のながらスマホ



違反者は、最大1年以下の懲役
又は**30万円以下の罰金**

